

## 内灘町 DX 推進計画 (中間とりまとめ)

令和 4 年（2022 年）3 月  
内灘町

## 目次

1. はじめに.....	3
2. DX 推進計画の概要.....	3
2.1. 計画策定の背景と目的.....	3
2.2. 計画策定の位置づけ.....	4
2.3. 計画の対象期間.....	5
3. 推進体制.....	6
3.1. 推進体制の構築.....	6
3.2. DX 人材育成.....	8
4. 本町における DX 推進の基本方針.....	9
4.1. 本町を取り巻く現状と課題.....	9
4.2. 基本方針と目指す姿.....	10
4.3. 取組項目と取組の方向性.....	10
5. 個別実行計画.....	12
5.1. 重点取組事項.....	12
5.2. その他取組事項.....	18
6. 全体ロードマップ	

※全体ロードマップは資料 1-2 に添付しました

## 2. はじめに

近年の ICT（情報通信技術）の進歩は、スマートフォンの普及とともに急速に進展しており、あらゆる場面でデジタル技術が必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが顕在化したことを踏まえ、国は、令和 2 年 12 月に「自治体 DX 推進計画」を策定、令和 3 年 7 月には「自治体 DX 推進手順書」を公表し、自治体にも、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や、業務効率化、データ活用による新たな価値創造を推進するよう求めています。

本町においても、少子化に伴う人口減少への対応や地域社会の活性化など、地方創生の実現に向けた取り組みを更に加速させるため、AI や RPA 等の新しい技術を積極的に取り入れながら、DX を推進していくため、その指針となる「内灘町 DX 推進計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、本町の自治体 DX に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

令和 4 年 3 月  
内灘町長 川口 克則



### 3. DX 推進計画の概要

#### 3.1. 計画策定の背景と目的

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、国・地方の行政が、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、新たな価値を創出するDXを実現するなど、利用者目線での改革を進めていくことを必要としています。つまり、DXにおいては、単に新たな技術を導入するのではなく、デジタル技術やデータを活用して、個別の業務プロセスのうちの一部のデジタル化に止まることなく、利用者目線で、業務の効率化・改善策を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められています。

また、令和3年9月に施行された「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」では、デジタル社会の形成に関する基本理念として、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」、「利用の機会等の格差の是正」、「個人及び法人の権利利益の保護」等が掲げられるとともに、自治体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その自治体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが顕在化したことを踏まえ、国は、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定、令和3年7月には「自治体DX推進手順書」を公表し、自治体にも、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や、業務効率化、データ活用による新たな価値創造を推進するよう求めるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化され、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項を自治体DXの具体的方策として掲げています。

これら国の基本理念・方針を踏まえ、本町における自治体DXを推進していくことを目的として、「内灘町DX推進計画」を策定します。自治体DXによる行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域DXの推進、住民目線での地域課題解決を図る未来社会の実現に向け、「内灘町DX推進計画」において具体的な取り組みを定め、「行政のDX」、「住民サービスのDX」、「地域のDX」に向けた取り組みを加速させ、着実に推進していくこととします。

**DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは**

**ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること**

**単なるデジタル化ではなく、デジタル化を手段として住民目線で、  
制度や組織の在り方を変革していくこと**

出典：「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX 推進ガイドライン）Ver.1.0（平成 30 年 12 月経済産業省）」

図 3-1 デジタル・トランスフォーメーションとは

### 3.2. 計画策定の位置づけ

第五次内灘町総合計画（平成 28 年 3 月策定）において、行政運営の効率化に向けて、「電子自治体化（情報化）」を推進することとしています。このため、「内灘町 DX 推進計画」では、国の「自治体 DX 推進計画」と整合を取りながら、その具体的な施策を定め、本町の DX をより一層推進するための計画として位置付けます。また、本計画の策定に際し、本町を取り巻く社会構造の変化に伴う地域課題に対応するため、「内灘町人口ビジョン」、「内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に挙げられる課題や施策も踏まえ、本計画に反映していきます。

また、本計画において取り組む事項は、平成 28 年 12 月に施行された「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」に規定する官民データ活用の推進に関する施策でもあることから、本計画を「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとし、国の「官民データ活用推進基本計画」ならびに「石川県官民データ活用推進計画」も踏まえ、取り組むこととします。

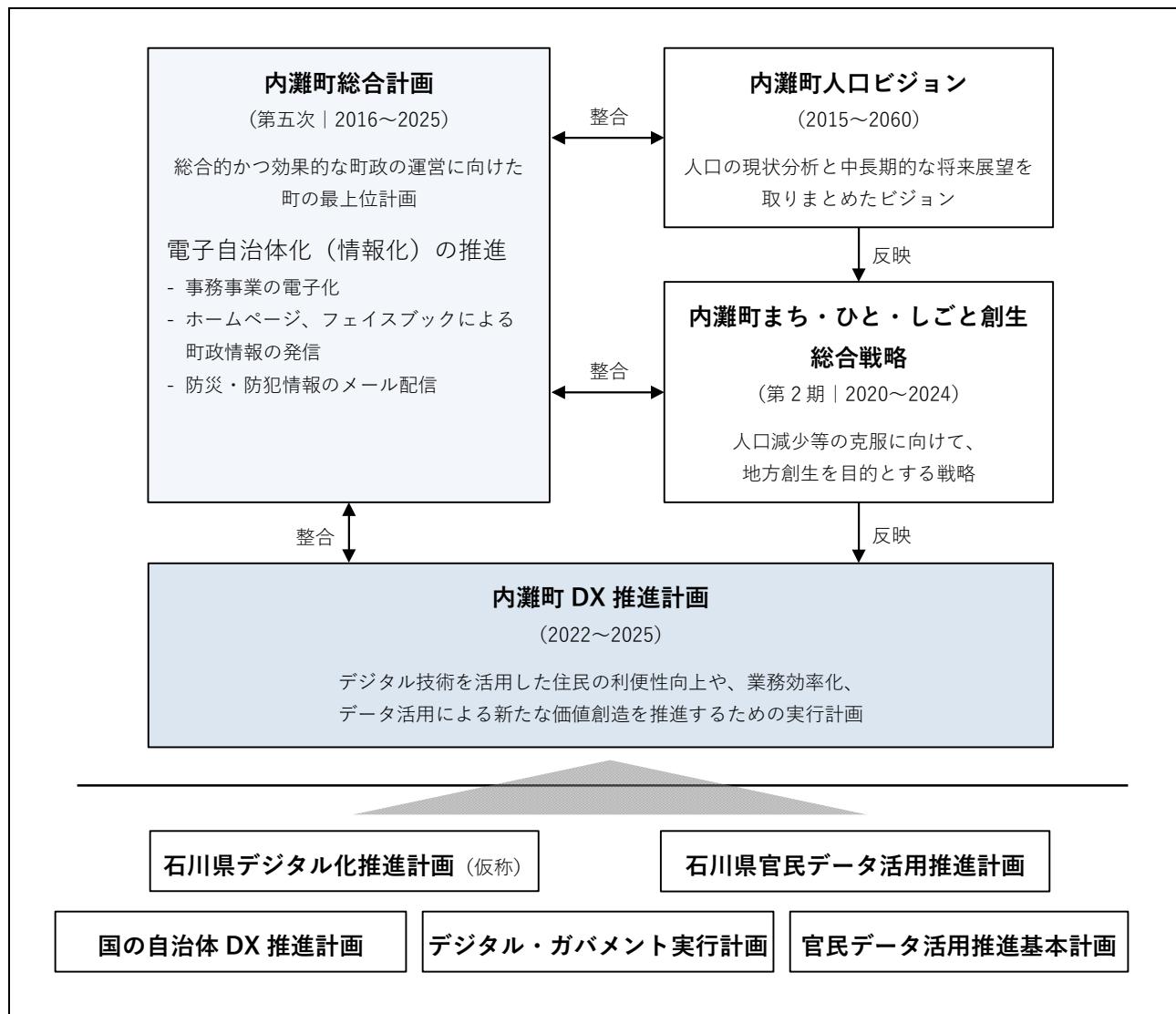


図 3-1 本町の他の計画等との関係

### 3.3. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 4. 推進体制

### 4.1. 推進体制の構築

本町における DX を推進するため、令和 3 年 10 月、各分野の有識者等により、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする「内灘町 DX 推進委員会」を設置しました。

また、全庁一体となって横断的に行政の DX を推進するため、令和 4 年 1 月に、町長を本部長とする「内灘町 DX 推進本部」を設置しました。この推進本部のもとに、必要に応じてテーマごとにワーキンググループを設置し、関係部署が連携して、課題の解決を図ります。

更に、最高情報責任者 (CIO : Chief Information Officer) 、CIO 補佐官を配置し、力強く DX を推進します。

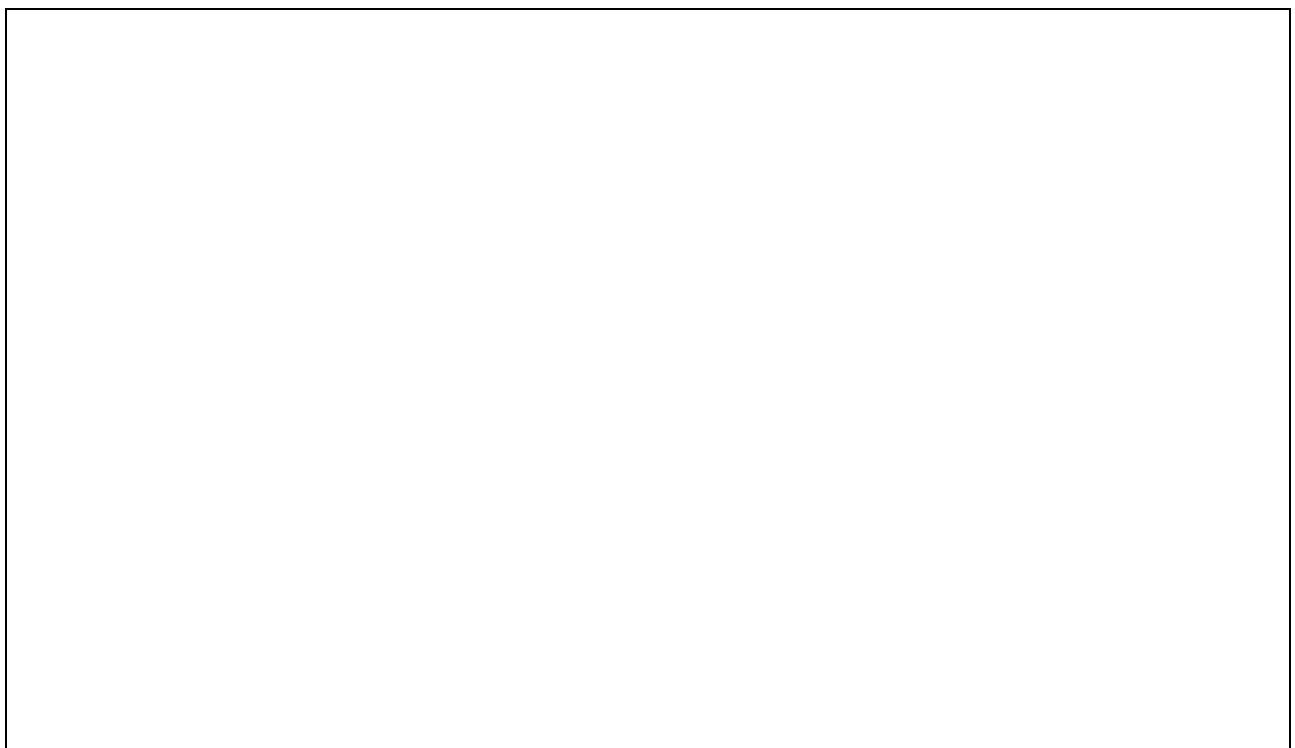


図 4-1 推進体制

#### (1) 内灘町 DX 推進本部

町長を本部長とする「内灘町 DX 推進本部」を設置し、全庁的に DX を推進します。副本部長 (CIO 兼務) <sup>※1</sup>、本部員<sup>※2</sup>、アドバイザー (CIO 補佐官兼務) <sup>※3</sup>により構成し、以下を所掌します。

- DX 推進に係る基本的な方針に関すること。
- DX 推進に係る重要事項に関すること。
- その他、行政及び地域の DX 推進に必要と認められる事項に関すること。

\*<sup>1</sup> 副本部長は、副町長。ただし、副町長が不在のときは、本部の庶務を処理する課（企画課）を担任する部長がその職務を代理する。

\*<sup>2</sup> 本部員は、教育長及び部長職。

\*<sup>3</sup> アドバイザーは、DX の推進に必要となる高度な専門的知見を有する有識者で、本部長が指名する者。

## (2) CIO（最高情報責任者）及びアドバイザー

本町における DX・デジタル変革を推進するため、CIO を配置します。CIO は、庁内マネジメントの中核となり、庁内全般を把握するとともに、部局間の調整の役割を担います。

また、アドバイザーは、CIO 補佐官として CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する役割を担うことから、外部専門人材を活用します。

- 庁内マネジメントの中核となり、庁内全般を把握
- 部局間の調整
- アドバイザー（CIO 補佐官）は専門的知見から CIO を補佐

## (3) 内灘町 DX 推進委員会

委員会においては、以下の事項に関する事項の意見聴取を行います。

- 内灘町 DX 推進計画の策定及び推進に関する事項。
- 内閣府が公募するスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する事項。
- その他、町長が必要と認める事項に関する事項。

## (4) DX 推進担当（企画課）

DX を円滑かつ強力に推進するため、DX の専門組織として庁内横断的な総合調整機能を担います。

- 積極的にデジタル技術やデータを活用して行政の DX を推進する司令塔
- 企画立案や部門間の総合調整、全体方針の策定
- DX 推進計画における個々の取り組みの進捗管理

## 4.2. DX 人材育成

### (1) 人材育成方針

本町における DX を推進していくため、デジタル人材の確保・育成が求められます。各部門の役割に見合ったデジタル人材を適切に配置し、各部門の DX を推進していくよう、職員一人ひとりの情報リテラシーを高めるとともに、専門人材の育成に取り組みます。

また、十分な能力・スキル・経験を有する職員を配置することが困難な場合には、必要に応じて、外部人材の活用や民間事業者への業務委託なども検討し、人材交流を通じた DX 育成の土壤形成・意識醸成を図っていくこととします。

### (2) 人材育成手法

DX 人材育成に向けて、以下の各種研修やスキルアップ支援を実施します。全庁一体となって DX に取り組める土壤をつくり、新たな価値創造ならびに業務改善の実効性を高めます。

表 4-1 研修及びスキルアップ支援策

管理職員向け研修会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 管理職員を対象に、DX の推進に必要となる知識（業務改善や DX の必要性、人材の育成や組織風土づくり、事例など）の習得を目的とする研修会を企画・開催する。</li></ul>
DX 実務担当者向け研修会 及びワークショップ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務改善や DX を実際に推進していく立場にある各課の実務担当者を対象に、DX の推進に必要となる知識や手法（業務改善や DX の必要性、推進手法や実例、技術的知識など）の習得を目的とする研修会やワークショップを企画・開催する。ワークショップでは、受講者自身の実際の業務課題を扱うことで、手法の定着を図ることを目標とする。</li></ul>
資格取得支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● （一財）石川県市町村職員等ライフプラン協会の自己啓発奨励費助成金を活用し、資格取得を促進する。</li></ul>

## 5. 本町における DX 推進の基本方針

### 5.1. 本町を取り巻く現状と課題

急速に少子高齢化が進む中、本町においても 2015 年国勢調査以降、総人口は減少に転じ、2020 年までの 5 年間で約 400 人減少しています。また、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向が続いており、生産年齢人口も 1995 年をピークに減少傾向が続いています。

こうした中、「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」（総務省）では、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃を見据えた自治体行政の課題として、「スマート自治体への転換」の必要性が示されています。

官民を問わず深刻な若年労働力人口の不足が見込まれ、自治体においても経営資源が制約される一方、住民生活におけるニーズは多様化しており、現在の半分の職員数で様々なサービスを維持・提供していくことが求められています。限られた人員体制が想定される状況のもと、多様化する行政ニーズに対応し、住民サービスの維持・向上を図るために、デジタル技術を活用し、より一層、労働生産性を向上させる必要があります。



図 5-1 人口推移及び人口推計

## 5.2. 基本方針と目指す姿

本町の現状と課題を踏まえ、住民サービスの維持・向上、そして「内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現するため、以下の3つのDXを展開します。

デジタル技術を活用した自治体業務の効率化・省力化など「行政」のDXから、住民の利便性向上を図る「住民サービス」のDX、さらには、暮らしを支える様々な領域において先端的サービスを導入することで地域課題を解決する「地域」のDXへの展開を図ります。

表 5-1 基本方針

「行政」の DX	<ul style="list-style-type: none"><li>内部事務にAIやRPAを取り入れ、事務の効率化を図るとともに、よりきめ細やかな対応が求められる業務や、クリエイティブな業務にマンパワーを注ぐ。</li></ul>
「住民サービス」の DX	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカードの普及に努め、自宅にいながら行政手続きが行える環境を構築する。</li><li>住民の健康寿命の延伸に向け、マイナンバーカードを活用した健康管理など、新たなサービスを検討する。</li></ul>
「地域」の DX	<ul style="list-style-type: none"><li>住民の安心・安全の向上に向け、防災・減災や、事故・犯罪の抑制などにつながるようなデジタル技術の導入を検討する。</li><li>暮らしを支える様々な領域において先端的サービスを導入することで住民の課題解決を図る。</li></ul>

## 5.3. 取組項目と取組の方向性

「自治体DX推進計画」を踏まえ、重点的に取り組む事項として以下を設定し、各取組項目について、取り組み内容・成果目標等を実行計画として定め、計画に基づき具体的取り組みを推進します。

表 5-2 重点的に取り組む取組事項

重点取組事項	
● 情報システムの標準化・共通化	5.1 (1)
目標時期を令和7年度とし、「(仮称) Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。	
● マイナンバーカードの普及促進	5.1 (2)

令和4年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実させる。	
● <b>自治体の行政手続きのオンライン化</b>	5.1 (3)
令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルによるオンライン手続きを可能にする。	
● <b>自治体のAI・RPAの利用推進</b>	5.1 (4)
AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を推進する。	
● <b>テレワークの推進</b>	5.1 (5)
テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。	
● <b>セキュリティ対策の徹底</b>	5.1 (6)
「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。	
自治体DXの取り組みとあわせて取り組む事項	
● <b>地域社会のデジタル化</b>	5.2 (1)
デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。	
● <b>デジタルデバイド対策</b>	5.2 (2)
「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等、地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を行う。	
その他	
● <b>BPR（業務改革）の取組徹底</b>	5.2 (3)
自治体における書面規制、押印、対面規制など、国の法令等に基づいて実施する手続きについて、各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応とともに、自治体が独自に実施する手続きについても見直しに積極的に取り組む。	
● <b>オープンデータの推進</b>	5.2 (4)
官民データ利活用基本法を踏まえ、行政保有データのオープンデータ化を積極的に進める。	
● <b>住民参加型課題解決の枠組みの構築と地域課題解決に資する先端的サービスの検討・導入</b>	5.2 (5)
自治体DXによる行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域のDX推進、住民目線での地域課題の解決を図る未来社会の実現にチャレンジする。	

## 6. 個別実行計画

### 6.1. 重点取組事項

#### (1) 自治体の情報システムの標準化

国が示す方針・概要	国の動向
<ul style="list-style-type: none"><li>目標時期を令和 7 年度とし、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和 3 年 5 月に、国が定める統一的な基準に適合した情報システムの利用を自治体に義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立</li><li>対象業務の約半数については既に標準仕様書が提示されており、残りの半数は令和 4 年夏までに策定される予定</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>現行システム借上業務の契約終了時期が令和 5 年 9 月に到来</li><li>Gov-Cloud 仕様等に係る情報を収集中</li><li>次期システムへの移行方法について、現行ベンダーと協議中</li></ul>	
取組の方向性・内容	
<p>現時点においては、「ベンダーを切り替えず現行システムを標準化に適合するパッケージへバージョンアップするパターン」により対応する方針</p> <p>システムの標準化・共通化の方針を踏まえた次期システムの調達に向けて、各業務主幹課と連携し以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>次期システムへの移行（バージョンアップ）<ul style="list-style-type: none"><li>現行システムの概要調査</li><li>標準システムとの比較分析</li><li>移行計画作成、移行</li></ul></li><li>関連システムに係る検討</li><li>Gov-Cloud への移行に係る検討</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和 4 年度：移行計画の策定、関連システムに係る検討、予算要求	
令和 5 年度：現行ベンダーとの現状分析・運用検討、業務プロセスの見直し 現行システム借上業務の契約延長（令和 7 年度まで）	
令和 6 年度～令和 7 年度：システム構築（標準準拠システムへの移行）	
令和 8 年度：標準システムの運用開始	

## (2) マイナンバーカードの普及促進

国が示す方針・概要	国の動向
◦ 令和4年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実させる。	◦ 「自治体DX推進計画」において、マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものと位置付けている ◦ マイナンバーカード普及施策として、マイナポイントを付与 ◦ 健康保険証としての利用や運転免許証との一体化、スマートフォン搭載等など、マイナンバーカードの利活用を検討
本町の現状や課題	
◦ 現状のマイナンバーカード交付状況（令和3年12月末時点） 人口：26,411人、交付枚数：10,881枚、交付枚率：41.2% ◦ 全国平均と同程度の交付率にとどまっており、当初設定の各年度目標の達成は厳しい見通し ◦ 現時点においてマイナンバーカードによる利活用サービスが少なく、利便性向上のメリットを十分に訴求できていない状況	
取組の方向性・内容	
これまでの取り組みの成果を踏まえ、施策を継続するとともに、他自治体事例等も参考にマイナンバーカード交付事務費補助金を活用した新たな取り組みを検討・実施する。 ◦ マイナンバーカードを申請していない住民（75歳未満）にQRコード付申請書を発送 ◦ マイナンバーカードを申請された方を対象としたマイナポイント付与事業 ◦ 顔写真の無料撮影、申請サポート、平日18時まで延長窓口、月複数回の土曜日・日曜日午前中の臨時窓口や出張申請窓口の開設など	
成果目標・スケジュール	
令和3年度：67.5% マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、上記施策実施	
令和4年度：100% 上記施策を継続するとともに、国の施策等を踏まえ、新たな施策を検討、追加実施	
令和5年度：以降継続	

### (3) 自治体の行政手続きのオンライン化

国が示す方針・概要	国の動向
◦ 令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルによるオンライン手続きを可能にする。	◦ デジタル手続法（令和元年12月施行） 行政手続についてオンライン実施を原則化 ◦ 自治体DX推進計画（令和2年12月） 重点取組事項の一つとして、自治体の行政手続のオンライン化が掲げられており、令和4年度末までの対応を求められている。
本町の現状や課題	
◦ 近隣自治体が電子申請サービスや電子収納サービスを導入する中、電子申請サービス未導入の状況	
取組の方向性・内容	
市町村対象手続き（31手続のうち27手続）について、「ぴったりサービスのみの利用」と「ぴったりサービスと、ぴったりサービス申請APIを活用した民間電子申請サービスとの併用」について、比較検討の上、方式を決定し、導入する。  マイナンバーカードの普及に努め、自宅にいながら行政手続きが行える環境を整備し、住民サービスの向上に努める。また、あわせて、パソコンやスマートフォン等からのインターネット利用が困難な住民が困らないよう、役場窓口等の身近な場所に行政手続や相談を行うことができるタブレット等を配置し、入力補助・支援にも努める。	
◦ 市町村対象手続きの子育て関係・介護関係26手続でのオンライン手続きの開始 ◦ 罹災証明発行手続きは、今後、内閣府から示される情報を踏まえ、適切な方法を検討 ◦ 他自治体事例も参考に、電子申請利用手続きを拡大 ◦ キャッシュレス化への対応（クレジットカードやQRコード等による電子決済） ◦ デジタルデバイド対策の検討、実施	
成果目標・スケジュール	
令和3年度：導入方式の検討、決定	
令和4年度：申請管理システムの導入検討  ◦ いずれかの方法にてサービス導入、27手続のオンライン手続きを順次開始 ◦ 住民へ利用向上を広報の実施 ◦ 申請管理システムの構築、既存基幹システムの改修、接続	
令和5年度：デジタルデバイド対策の検討、実施	
令和6年度：以降継続	

#### (4) 自治体の AI・RPA の利用推進

国が示す方針・概要	国の動向
◦ AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を推進する。	◦ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月）重点取組事項の一つとして、AI・RPA の利用推進が掲げられている。 ◦ 「自治体行政スマートプロジェクト」等の補助事業や「自治体における RPA 導入ガイドブック」（令和 3 年 1 月、総務省）等により、自治体を支援
本町の現状や課題	
◦ 令和 3 年 10 月に、各課職員を集め RPA 勉強会を実施 ◦ RPA 導入候補業務の検討を行い、1 業務において試行導入を実施	
取組の方向性・内容	
内部事務に AI や RPA を取り入れ、事務の効率化を図り、職員の業務負荷の軽減、働き方改革を推進するとともに、業務プロセス等の見直しも合わせて実施し、よりきめ細やかな対応が求められる住民サービス業務や、クリエイティブな業務に注力できる環境を創出する。 ◦ 職員向け研修会等の実施による業務改善意識を醸成 ◦ RPA や AI-OCR の試行導入、効果検証 ◦ 他自治体事例等を参考に、RPA や AI-OCR の適用業務を全庁に拡大 ◦ 各担当に RPA 等の利用推進リーダーを育成（RPA シナリオ作成スキルの習得） ◦ その他、AI 等活用ツールの導入による更なる事務の効率化の検討、導入	
成果目標・スケジュール	
令和 3 年度：税務課 1 業務での RPA・AI-OCR の試行導入、効果検証実施 令和 4 年度：RPA・AI-OCR の適用業務拡大と有識者育成 令和 5 年度：RPA・AI-OCR の適用業務拡大と有識者育成 AI チャットボット等の導入 令和 6 年度：以降継続	

## (5) テレワークの推進

国が示す方針・概要	国の動向
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦ セキュリティを確保したテレワーク導入に資するよう「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定（令和2年12月）</li><li>◦ 自治体におけるテレワーク導入・活用の参考となるよう「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成（令和3年4月）</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ セキュリティ面から現時点ではテレワーク未導入の状況</li></ul>	
取組の方向性・内容	
<p>育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりが多様な働き方を実現できる「働き方改革」の一環として取り組みを推進し、結果として業務効率化が図られることによる行政サービスの向上、感染症対策や災害時における行政機能の維持に資する仕組みを目指す。</p> <p>テレワークの導入に際して、まずは本町におけるテレワーク推進の意義・必要性を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 検討体制の構築</li><li>◦ 実態把握・課題整理、導入目的・狙いの明確化</li><li>◦ 環境整備（ハード面・ソフト面） リモートアクセス、Web会議、チャットツール等の検討、導入</li><li>◦ 試行と検証、本格導入へ</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
<p>令和3年度：他自治体等の事例収集</p> <p>令和4年度：検討体制の構築、課題整理、環境検討</p> <p>令和5年度：テレワーク環境の試行導入、検証、関連規程等の見直し</p> <p>令和6年度：テレワーク環境の整備、本導入</p> <p>令和7年度：以降継続</p>	

## (6) セキュリティ対策の徹底

国が示す方針・概要	国の動向
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。</li><li>◦ 自治体情報セキュリティクラウドについて、都道府県主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定（令和2年12月） 自治体の効率性・利便性の向上とセキュリティの確保の両立</li><li>◦ 個人情報保護法の改正（令和4年4月施行） 自治体ごとに条例で規定していた個人情報の取り扱いを全国統一的なルールへ変更。今後、具体的な制度運営に関するガイドラインが策定される予定</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 石川県情報セキュリティクラウドは石川県内全自治体が共同利用している。</li><li>◦ 令和3年度末までに次期サービスに移行し、セキュリティ対策強化を図る。</li><li>◦ 高水準のセキュリティ対策の要求、監視対象の通信増加によるセキュリティ関連コストの上昇</li></ul>	
取組の方向性・内容	
<p>国の動向等を踏まえ、効率性・利便性の向上と情報セキュリティ確保の両立に向け、本町の情報セキュリティの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。また、次期石川県情報セキュリティクラウドへの円滑な移行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 情報セキュリティポリシーの改正</li><li>◦ 石川県情報セキュリティクラウドの内容に沿った技術的なセキュリティ対策の推進</li><li>◦ 外部監査実施の検討</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和3年度：次期石川県情報セキュリティクラウドへの移行対応 情報セキュリティポリシーの改正	
令和4年度：外部監査実施の検討、結果反映 必要に応じ、情報セキュリティポリシーの改正を検討、実施	
令和5年度：以降継続	

## 6.2. その他取組事項

### (1) 地域社会のデジタル化

国が示す方針・概要	国の動向・支援策等
◦ 光ファイバーの全国的な展開や 5G サービスの開始、ローカル 5G の導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。	◦ 地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進（総務省）
本町の現状や課題	
◦ 内灘町産業支援センター「UMI+（ウミダス）」において Wi-Fi 完備のコワーキングスペースの整備	
取組の方向性・内容	
国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、地域社会のデジタル化の推進に向けた取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"><li>◦ デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援</li><li>◦ 地域におけるデジタル人材の育成・確保</li><li>◦ デジタル技術を活用した安心・安全の確保（住民への情報伝達や地域コミュニティ電子回覧板サービス等の導入、防災関連システム等の整備）</li><li>◦ 中小企業の DX 支援（RPA 導入支援等）</li><li>◦ 内灘町産業支援センター「UMI+（ウミダス）」の施設充実</li><li>◦ 住民とのワークショップ等のイベントの企画開催</li><li>◦ 地域におけるキャッシュレス化の推進</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和 4 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討 令和 5 年度：有効な施策の順次実施 令和 6 年度：以降継続	

## (2) デジタルデバイド対策

国が示す方針・概要	国の動向・支援策等
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」の周知当の利用の促進を行うとともに、NPO や地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、支援員の枠組みも活用しつつ、口座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦ デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者に対して、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等の対応を行う事業者に対して補助等を実施（総務省）</li><li>◦ 地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進（総務省）</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 高齢者にもスマートフォン利用者が増える一方で、デジタル活用への不安や抵抗感が見受けられる。</li></ul>	
取組の方向性・内容	
行政手続きのオンライン化等の推進とあわせ、「誰一人取り残さない」DX 社会の実現に向け、国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、デジタルデバイド対策の取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 各世代向け対策を実施<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 子ども向け IT 教室</li><li>◦ 子育て世代向け IT 教室（電子申請サービス、親子プログラミング教室、その他）</li><li>◦ 高齢者向けスマートフォン教室（電子申請サービス、その他）</li><li>◦ 窓口での各種電子申請サービス利用支援（入力補助）</li></ul></li><li>◦ 地域人材の育成<ul style="list-style-type: none"><li>◦ スマートフォンやタブレットの設定や操作ができない高齢者をサポートするサポート人材（デジタル支援員）の育成</li></ul></li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和 3 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討	
令和 4 年度：高齢者向けスマートフォン教室の開催	
令和 5 年度：その他有効な施策、必要な施策の順次実施	
令和 6 年度：以降継続	

### (3) BPR（業務改革）の取り組みの徹底

国が示す方針・概要	国の動向・支援策等
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 自治体における書面規制、押印、対面規制について、国の法令等に基づいて実施する手続について各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応する。</li><li>◦ 自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取り組みに準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組む。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月） BPR の取り組みの徹底が掲げられている。</li><li>◦ 地方自治体が押印の見直しを実施する際の考え方や基準を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成（令和 2 年 12 月）</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 書面・押印・対面規制の見直しの一環として、行政手続きの押印見直しを実施</li></ul>	
取組の方向性・内容	
行政手続のデジタル化やオンライン化、AI・RPA の活用推進とあわせ、新たな技術を最大限に活用し・効果を得るため、従来の業務フロー等に縛られることなく、積極的に BPR を実施する。 <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 職員が自ら BPR を実践する意識の醸成（職員向け研修会の実施）</li><li>◦ 業務フローの見直し、標準化</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和 3 年度：行政手続きの押印見直しを実施 令和 4 年度：職員向け BPR 研修会の実施 RPA・AI-OCR の導入を契機とした積極的な BPR の検討・実施 令和 5 年度：以降継続	

#### (4) オープンデータの推進

国が示す方針・概要	国の動向・支援策等
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 官民データ活用基本法の趣旨、オープンデータ基本指針等を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出促進、地域課題の解決を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月） 地方公共団体におけるオープンデータの推進、官民データ利活用推進計画の策定などが掲げられている。</li><li>◦ 地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」</li></ul>
本町の現状や課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 官民データ利活用推進計画は未策定 本計画において取り組む事項は、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年 12 月）」に規定する官民データ活用の推進に関する施策でもあることから、「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとする。</li></ul>	
取組の方向性・内容	
国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進し、様々な主体が容易に活用でき、民間事業者による住民ニーズに即したサービスの創出を促す。	
<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 本町保有データのオープンデータ化の検討とオープンデータの充実</li><li>◦ オープンデータポータルサイトの構築による活用促進</li><li>◦ GIS の利活用推進</li></ul>	
成果目標・スケジュール	
令和 3 年度：官民データ利活用推進計画として本計画を策定	
令和 4 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討	
令和 5 年度：有効な施策の順次実施	
令和 6 年度：以降継続	

## (5) その他、住民参画型課題解決の枠組みの構築や地域課題の解決に資する先端的サービスの整備等

本項目については、「内灘町スーパーシティ構想」の取り組みとあわせて取り組むこととします。

### 取組の方向性・内容

自治体 DX による行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域の DX 推進、住民目線での地域課題の解決を図る未来社会の実現にチャレンジする。

- 地域課題、住民ニーズ把握のためのワークショップ、タウンミーティング等の開催
- 地域課題の解決に資する先端的サービスの検討
- 国が実施する「スーパーシティ型国家戦略特別区域指定に関する公募」への参加
- 先端的サービスの導入に向けた事業実施体制の構築

### 成果目標・スケジュール

令和 3 年度：内灘町 DX 推進委員会の設置

　内灘町 DX 推進本部の設置

　内灘町スーパーシティ構想に関する連携事業者及び事業提案の募集、選定

令和 4 年度：住民とのワークショップ、タウンミーティングの開催

　「スーパーシティ型国家戦略特別区域指定に関する公募」への参加

令和 5 年度：データ連携基盤の整備と先端的サービスの企画検討

令和 6 年度：先端的サービスの実証、本格導入

令和 7 年度：順次事業開始、サービス導入